

- 平成24年(ワ)第430号 川内原発差止等請求事件
- 平成24年(ワ)第811号 川内原発差止等請求事件
- 平成25年(ワ)第180号 川内原発差止等請求事件
- 平成25年(ワ)第521号 川内原発差止等請求事件
- 平成26年(ワ)第163号 川内原発差止等請求事件
- 平成26年(ワ)第605号 川内原発差止等請求事件
- 平成27年(ワ)第638号 川内原発差止等請求事件
- 平成27年(ワ)第847号 川内原発差止等請求事件
- 平成28年(ワ)第456号 川内原発差止等請求事件
- 平成29年(ワ)第402号 川内原発差止等請求事件
- 平成30年(ワ)第562号 川内原発差止等請求事件

原告ら準備書面75
(語句の訂正)

2019(令和元)年12月17日

鹿児島地方裁判所民事1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	森	雅	美
同	板	井	優
同	後	藤	好
同	白	鳥	努
			外



原告ら準備書面 7 4 及び甲 B 3 0 4 に誤植があったことから、お詫びして、下記の通り訂正する。

第 1 原告ら準備書面 7 4 の語句の訂正

原告ら準備書面 7 4 の第 3・3 「水蒸気爆発が発生する過熱度について」の(2) (2 2 頁) の「しかし、・・・」から数えて 8 行目を、次の通り訂正する。

誤：「過熱度 ΔT_{sat} がわずか 4 5 K でも」

正：「過熱度がわずか 5 0 K でも」

(「 ΔT_{sat} 」を削除し、「4 5」を「5 0」に訂正する)

第 2 甲 B 3 0 4 の語句の訂正

同様に、甲 B 3 0 4 (高島武雄氏の意見書) の「4. 水蒸気爆発が発生する過熱度について」(6 頁) の本文 2 行目を、次の通り訂正する。

誤：「過熱度 ΔT_{sat} がわずか 4 5 K でも」

正：「過熱度がわずか 5 0 K でも」

(「 ΔT_{sat} 」を削除し、「4 5」を「5 0」に訂正する)

以 上